

平成30年度

柏市立柏中学校PTA

臨時総会資料

<次 第>

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 校長挨拶
4. 議長選出
5. 書記任命
6. 議事
7. 議長解任
8. 閉会のことば

日 時 2019年1月22日

12:45～

会 場 柏中学校視聴覚室

【議案】 P T A会則の一部改定について

- ・個人情報保護法の施行に伴い、昨年、本会においても『個人情報保護方針』を策定した。今後、会員の個人情報の取り扱いにおいて、厳格かつ適正に運用すべく遵守すべき事項として、「会則第1章・総則の第4条・遵守事項」に加えたい。
- ・今後の学校の在り方として、学校と保護者、地域の代表など幅広い人々が参加し、一緒に協議し運営を行っていくコミュニティースクール制度が導入されることが国の施策で既に決定した。来るべき将来に備え、本会においても、人材確保の観点から、会員資格に柔軟性を持たせたい。そこで、「会則第2章・会員の第5条・会員」を一部改めたい。資格の付与にあたっては、実行委員会での審議・議決を必要とする事とする。
- ・今後もより良い活動を行うため、本部役員および専門委員会、Pボラ等の役割や内容の見直しを行った。
（*見直しの詳細については、「役員活動見直しについて」を参照下さい）
見直しについては、第三者委員会を立ち上げ、現状の問題点を調査し、同委員会より今後の改善に向けての答申を受けた。その答申を踏まえ、活動の内容や役割分担を刷新した。この見直しに伴い、会則にある記載事項の改定が必要になった。また、会則の一部の条項が現行の活動に即しておらず、今後も不要と判断したため、併せて削除したい。

上記のような点から、P T A会則の一部改定を行いたい。改定の内容は、2～3ページ「新旧対照表」に記載。

柏中学校PTA会則 新旧対照表 ※太字二重線が改定部分

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条 遵守事項</p> <p>(4) その他第2条に反する活動を行わないこと。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条 遵守事項</p> <p><u>(4) 本会員の個人情報の取り扱いについては、本会の「個人情報保護方針」に従い、厳格かつ適正に運用すること。</u></p> <p><u>(5) その他第2条に反する活動を行わないこと。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>第5条 会 員</p> <p>本会の会員は本校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる保護者及び教職員とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>第5条 会 員</p> <p>本会の会員は本校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる保護者及び教職員とする。 <u>ただし本会が認めた場合、この限りではない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 会議等</p> <p>第13条 本部会及び専門委員会等</p> <p>1 本部会は本部役員をもって構成し、必要に応じて開催する。</p> <p>2 各専門委員会は次の通りとし、以下の事項を処理する。</p> <p>(1) 広報委員会・会報の発行その他広報活動に関する事項</p> <p>(2) 文化委員会・会員相互研修その他文化及び体育に関する事項</p> <p>(3) 厚生委員会・保健、衛生、環境及び美化に関する事項</p> <p>(4) クラス代表委員会・各クラス活動の運営及び生徒の防犯安全に関する事項</p> <p>第3学年のクラス代表委員は卒業対策委員会を構成し、卒業に関する事項を処理する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 会議等</p> <p>第13条 本部会及び専門委員会等</p> <p>1 本部会は本部役員をもって構成し、必要に応じて開催する。</p> <p>2 <u>原則として、</u>各専門委員会は次の通りとし、以下の事項を処理する。</p> <p>(1) 広報委員会・会報の発行その他広報活動に関する事項</p> <p>(2) 文化委員会・<u>本会主催の収益事業（バザー）等</u>に関する事項</p> <p>(3) 厚生委員会・<u>体育系行事（体育祭）、環境及び美化等</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>学年委員会・芸術系行事（合唱祭）、PTA ボランティア、各種式典等</u>に関する事項</p> <p><u>第3学年の学年委員は卒業対策委員を兼務</u></p>

<p>3 各専門委員会の委員は各クラスより1名ずつ選出する。</p> <p>4 各専門委員会は委員長1名、副委員長2名とし、各専門委員の互選により選出する。</p> <p>5 専門委員会は必要に応じて開催する。</p> <p>6 本会及び本校の連絡調整に関する事項を協議する必要がある場合は、本部役員及び各学年ごとの専門委員並びに学年担当の教職員により学年会議を構成する。</p>	<p><u>3</u> 各専門委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。</p> <p><u>4</u> 専門委員会は必要に応じて開催する。</p>
<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第22条 附 則</p> <p>本会則は、</p> <p>平成13年4月21日から施行する</p> <p>平成21年4月23日から一部改定し施行する</p> <p>平成26年4月19日から一部改定し施行する</p> <p>平成29年4月22日から一部改定し施行する</p> <p>平成30年4月21日から一部改定し施行する</p>	<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第22条 附 則</p> <p>本会則は、</p> <p>平成13年4月21日から施行する</p> <p>平成21年4月23日から一部改定し施行する</p> <p>平成26年4月19日から一部改定し施行する</p> <p>平成29年4月22日から一部改定し施行する</p> <p>平成30年4月21日から一部改定し施行する</p> <p><u>平成31年1月22日から一部改定し施行する</u></p>